

夜間金庫規定

熊本銀行

1. 使用目的

この夜間金庫は、当行における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. 使用方法

- (1) この夜間金庫を使用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当行所定の専用入金伝票および通帳等とともに当行所定の預金袋（以下「預金袋」という。）に入れ、その預金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、専用入金伝票には氏名、口座番号、入金額、その他の必要事項を記入してください。
- (2) 預金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、使用記録票を受け取ってください。

3. 預金への受入処理

- (1) この夜間金庫に投入された預金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、専用入金伝票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行の責によるものを除き当行はその責任を負いません。

4. 預金袋等の返却

預金袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

5. 鍵の保管等

- (1) 投入口の鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 預金袋の鍵正副 2 個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、預金袋の開閉に使用します。

6. 手数料

夜間金庫の使用にあたっては、当行ホームページ記載の手数料を半年分前払いとし、毎年 4 月・10 月の 10 日（休日の場合は翌営業日）にお支払いいただきます。なお支払日に引落し不能等となった場合は、お支払可能と確認できた日にお支払いいただきます。

7. 鍵、預金袋の喪失・き損

投入口鍵、預金袋および預金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当行に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

8. 損害の負担等

この夜間金庫の使用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、預金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない使用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

9. 解約等

この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、預金袋および預金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

10. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の使用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、預金袋および預金袋正鍵についても同様とします。

11. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

12. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)

第6条に定める手数料につきましては、下記当行ホームページにてご確認ください。

<https://www.kumamotobank.co.jp/price/commissions/hokan/index.html>

第11条に定める当座勘定規定・普通預金規定につきましては、下記当行ホームページにてご確認ください。

<https://www.kumamotobank.co.jp/yakkan/yokin/>